

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

## 第26 準備書面

(八幡村)

2018（平成30）年10月9日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	はじめに .....	3
第2	宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果.....	4
1	『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物 や「黒い雨」が降った旨の記載があること .....	4
2	八幡村の全域が増田雨域に入っていること .....	6
3	八幡村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること .	8
4	小括 .....	8
第3	八幡村で被爆した原告らの被爆状況.....	9
1	原告番号市11・ <span style="background-color: black; color: black;">          </span> （甲B市11の1－陳述書, 2－地図） .....	9
2	原告番号市13・ <span style="background-color: black; color: black;">          </span> （甲B市13の1－陳述書, 2－地図） .....	11
3	八幡村で被爆した原告らの状況についてのまとめ.....	13

本書面は、当時の八幡村で被爆した原告2名（原告番号市11，市13）の被爆状況について、主張するものである。

## 第1 はじめに

1945（昭和20）年に行われた宇田技師らによる原爆被害調査において、当時の佐伯郡八幡村では、以下の供述が得られている。

すなわち、高井（爆心地から西8km）について■■■■氏から「光って10～20分してバラバラ時雨がきて頭の手ぬぐいもびしょ濡れ，30分くらいして草津の方からバリバリゴロゴロ雷鳴があった。雨の降るときは山中の周りが真っ暗に曇った。田が黒くなり草を牛に食べさせるのを控えていた。新聞キレ，綿キレ，50銭紙幣（焼けたもの），郵便局本局，芸備銀行の紙，福屋のはがき，ソギ板など飛んできた。」，利松（爆心地から西7km）について■■■■氏と■■■■氏から「光って1～2時間たって黒い雨ばらばら降った。黒の灰を泥にしたような泥雨だった。1，2時間して11時ころ紙切れ，ソギ板焼けた紙片，紙幣，債券などがたくさん降ってきた。古江のほうからきた。うなぎが真っ黒に，酔ったようにひよろひよろしていた。」という「黒い雨」及びそれによる牛や魚類等に対する影響に関する供述が得られている（以上，原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の8頁「体験談聴取録番号」欄103，104，同体験場所地図1参照。なお，体験談一覧表では高井は「草津町」，利松は「石内村」とされているが，いずれも「八幡村」が正しい。訴状別紙「被爆者の法区分」の「被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者」欄参照。）。

他方で，八幡村の南に位置する五日市町地毛（爆心地から西9km）について「焼けておらぬ，泥まみれ，ゴミだらけの名刺，紙片，ソギ板が飛んでくる。北東の鈴が峰の方向が暗くなっていたが，この辺は雨は降っていない。」，八幡村の西に位置する観音村坪井（爆心地から西10km）について■■■■医学博士から「石内より広島の方にかけて黒雲立ったが，雨は降っていない。

しかし、黒く軽い、細かい泥埃が払い落とすくらいひどく飛んできた。」という、いずれも飛散降下物はあったものの「黒い雨」は降っていない旨の供述が得られているだけである（以上、原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の6頁「調査メモ頁」欄45、「体験談聴取録番号」欄77、同体験場所地図1参照。）。

以上の八幡村での供述と、その南の五日市町及び西の観音村での供述と雲が北西に移動していったこと等を踏まえて、八幡村の東側の利松、口和田、高井地区の東側が大雨地域、その西側が小雨地域とされ、さらにその西側の保井田、寺田、中地等各地域は宇田雨域外とされている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図参照）。

しかし、原告ら第5準備書面及び第13準備書面で述べたとおり、宇田技師らの原爆被害調査は、時間的・物理的制約のある中で行われたものであり、「黒い雨」降雨域の全域を確定するものではあり得ない。

そこで、以下では、宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果に加え（第2）、原告2名の供述に基づき（第3）、原告2名が原爆投下時に現在した八幡村寺田及び中地を含む八幡村の全域が「黒い雨」降雨域であり、原告2名は被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当することを述べる。

## **第2 宇田技師らの原爆被害調査後に収集された資料及び調査結果**

### **1 『広島原爆戦災誌第四巻』に、佐伯郡五日市町には町全域に飛散降下物や「黒い雨」が降った旨の記載があること**

#### **(1) 『広島原爆戦災誌第四巻』の記載内容**

原爆投下当時の佐伯郡八幡村は、1955年（昭和30年）4月1日、五日市町・観音村・八幡村・石内村・河内村の五か町村が合併して、五日市町となったところ、1971（昭和46）年11月6日に広島市が刊行した『広島原爆戦災誌第四巻』第二編第五章第二節第六項「佐伯郡

五日市町」(甲A75の目次, 甲A89・724～734頁)には, 原爆投下日の同町に関して, 原爆投下時の閃光, 爆風, 衝撃波の記載に続いて, 以下の記述がある。

「周囲は, 何も異状はなかったが, 見ると東方の広島市方面に白い雲状のものが, ムラムラと昇っていた。爆風の衝撃は相当強く, 五日市町全般にわたってその被害を出した。家々の屋根瓦は落ち, 窓ガラスや障子が破損し, 壁の落ちた家も多く, 中には天井が吹きあげられたり, 家が傾いたりしたものもあった。

このため, 負傷者も多数出たが, とくに北側の石垣を背にした家々は, 窓ガラス・障子・天井が大破した。

午前十時半ごろから, 約一時間にわたって紙や布の破片が, 龍巻のあとのように, 灰や塵と一緒にあって, 町全域に降って来た。

また, 二, 三時間後, 雨が強く降りはじめ, かなり長く降り続いた。」

## (2) 『広島原爆戦災誌第四巻』の基本的な信用性

『広島原爆戦災誌第四巻』は, 「第三章 広島市内各学校の被爆状況」「第四章 広島市内主要神社・寺院・教会の被爆状況」「第五章 関連市町村の状況」を掲載しているものあり(甲A75の目次(3～11頁)参照), 広島市・広島県が, 被爆者健康手帳等申請の審査にあたって, 申請者の供述の裏付けを取ったりする際に使用している, 言わばバイブル的な資料である。しかも, 『広島原爆戦災誌第四巻』が刊行されたのは, 昭和47年改正により, 広島県安佐郡祇園町の全域及び広島市のうち草津東町, 草津濱町, 草津本町及び草津南町にまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地域が拡大される前のことであり(原告ら第13準備書面の第4参照), 当然のことながら, 健康診断の特例が導入される前のことであるから, 『広島原爆戦災誌第四巻』に「黒い雨」が降った旨の記載がある場合には, 被告らの主張する虚偽供述の可能性すらなく, 当該記載は基本的に信用できるものといえる。

## 2 八幡村の全域が増田雨域に入っていること

### (1) 増田雨域は、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、宇田雨域の限界を補うものであること

原告ら第5準備書面の第2・3項（20頁以下）において詳述したとおり、増田雨域とは、増田善信博士（以下「増田」という。）が、1989年（平成元年）に発表した増田論文（甲A34）によって提示した、「黒い雨」の新たな雨域である。

増田論文が基礎としたのは、原爆被害調査メモ（甲A69）を含む宇田論文の基礎資料の他、広島県の調査資料（1万7369通回答したものの調査報告）、72人からの聴取調査結果、アンケート調査結果1188枚、手記集・記録集から358点の資料など、2000を超える豊富なデータである（増田論文14～18頁）。

増田は、原告ら第13準備書面で詳述した宇田技師らの調査方法、すなわち、原爆投下当時、雨量計等の観測器機が整備されておらず、観測データが存在しないことを前提として、気象の専門家ができるだけ多くの原爆被害を受けた当事者に直接会って話しを聴き、その供述内容を主として原爆投下当日の地域別の状況を再現してみるという調査方法を踏襲し、加えて、調査対象者の記憶の希薄化や原爆医療法に基づく健康診断特例地域の拡大運動による影響にも配慮し、信頼性が確保されたデータの収集とそれに基づく細かな分析を試みた。例えば、雨の降り方を3種類に分けたり（降雨の継続時間30分以内を小雨、30分以上1時間以内を中雨、1時間以上を大雨とする）、聴き取り調査に参加した人にもさらにアンケートを提出してもらうなどの工夫をこらし、こうして集められたデータを、信用度の違いに配慮しながら吟味し、調査と分析の結果を大学ノート2冊にまとめ上げた（甲A35の1、2）（以上、甲A36の10～18頁）。

特に、宇田技師らによる原爆被害調査では、旧広島市外の山間部の調

査は時間的・物理的限界により手薄とならざるを得なかったが、増田による調査では、旧広島市外の安古市町（甲A35の1の105頁以下）、安佐町（同118頁以下）、可部町（同124頁以下）、旧小河内村（137頁以下）、五日市町（同140頁以下）、廿日市町（同147頁以下）、吉和村（同151頁以下）、芸北町（同152頁以下）、湯来町（同153頁以下）、豊平町（甲A35の2の1頁以下）、加計町（同11頁以下）、殿賀村（同25頁以下）、筒賀村（同29頁以下）、沼田町（同35頁以下）、佐伯町（同42頁以下）、高陽町（同44頁以下）、中野村（同47頁以下）、福田村・馬木村・温品村（同49頁以下）、千代田町（同51頁以下）、倉橋町（同53頁以下）、海田町（同55頁以下）、戸河内町（同57頁以下）及び江田島（同61頁以下）についても、相当な数の供述等の資料を得ることができ、これらの資料を分析した結果をもとに、原告ら第5準備書面別紙図のとおり、増田雨域が提示された。

よって、増田雨域は、宇田技師らの調査手法を踏襲した、大がかりな調査と緻密かつ慎重な分析に基づくものであり信用できるとともに、特に宇田技師らの原爆被害調査が不十分であった旧広島市外について宇田雨域の限界を補うものであるということが出来る。

## **(2) 八幡村の「黒い雨」降雨状況等**

前述のとおり、原爆投下当時は佐伯郡八幡村であったが、その後、1955年（昭和30年）4月1日に合併して五日市町となっているところ、増田による調査では、当時の佐伯郡八幡村は、「五日市町」としてまとめられている（甲A35の1の140頁以下）。

そのうち八幡村の各地区の降雨状況と飛撒降下物の状況は、増田による調査結果を地域毎に整理した『広島原爆”黒い雨”最終まとめ（第一冊）』と題するノート（甲A35の1）によると、以下のとおりであった。

ア 保井田（甲A35の1の142頁） 中雨，木片，紙切れ，灰

イ 中地（同 1 4 3 頁） 大雨，木片，紙切れ，灰

ウ 寺田（同 1 4 4 頁） 中雨，木片，衣類

以上より，増田の調査結果から，八幡村の全域に「黒い雨」が降ったことは明らかである。

### 3 八幡村の全域が「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っていること

加えて，八幡村の全域が，広島市が 2 0 1 0（平成 2 2）年 5 月に公表した，広島市報告書（甲 A 9）で提示された「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）にも入っている（訴状別紙「黒い雨」降雨地域図，甲 A 4 1 の 2 枚目「広島原爆による黒い雨降雨図」参照）。

なお，広島市調査の解析対象となったデータは，2 0 0 8（平成 2 0）年に原爆投下前から現在の広島市内及び周辺部に住み続けている者 3 万 6 6 1 4 人に対して実施した郵送によるアンケート調査により収集されたもので，そのうちの約 7 4 %にあたる 2 万 7 1 4 7 人から得られた自書式回答であり（甲 A 9 の 2 ～ 3 頁），これらのデータをもとに大瀧において統計学的な処理を行い，「黒い雨」の時空間分布を推定したものである（甲 A 4 1）。大瀧雨域が信用できるものであることは，原告ら第 5 準備書面の第 2 の 4 項（2 3 頁以下，なお「3 大瀧雨域」とあるのは「4」の誤記である。）で詳述したとおりである。

### 4 小括

以上のとおり，八幡村は，宇田論文においては，八幡村の東側の利松，口和田，高井地区の東側が大雨地域，その西側が小雨地域とされ，さらにその西側の保井田，寺田，中地等各地域は宇田雨域外とされているが，増田論文及び広島市調査という信用できる調査結果等によれば，八幡村の全域が「黒い雨」降雨域であったことは明白である。



### 第3 八幡村で被爆した原告らの被爆状況

#### 1 原告番号市11・[ ] (甲B市11の1-陳述書, 2-地図)

##### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市11・[ ] (以下「原告」という。)は、1940 (昭和15)年[ ]生まれで、被爆当時4歳[ ]であった。

当時、原告は、広島県佐伯郡八幡村大字寺田[ ]で家族と生活していた。当時原告の家族は、母[ ]は主婦で、兄[ ]は応召中( [ ]軍), 兄[ ]は[ ]郵便局に勤務し、姉[ ]は家事手伝い、兄・[ ]は[ ]国民学校5年生、姉[ ]は[ ]国民学校2年生、弟[ ]及び原告の8人家族だった。

##### (2) 被爆の状況

1945 (昭和20)年8月6日朝、原告は、家の前の川で砂遊びをしていたときに、突然、ピカッと光ったのを感じて、すぐに防空壕に避難しようとしたが、堆肥小屋に避難した。そこに入ったと思ったら、爆音と爆風があり、堆肥小屋は壊れ、原告ら家族が住んでいたところも壊れ、ガラス窓が壊れて、家の中はガラスだらけになった。

その後、原告は、同じ地区に住んでいた遠い親戚[ ]を目指して農道を山の方へ歩いて行った。そのとき、稲妻や雷が鳴りだし黒い雲が出て辺りは暗くなった。近くでたき火をしているのかと思うほど灰が落ちて、衣服に付くのではたきながら歩いた。灰がひらひらと雪のように落ち、見上げると真っ黒い雲に灰が黒く見えるのが不気味に見えた。稲妻や雷が激しくなるので恐ろしくなり、走って帰った。帰ると母が近所の人と縁側に座って外を見ていた。大きな焼け焦げた紙が落ちてきた。

このような状況を原告はこれまで見たことがなかった。

原告は、怖くなって、[ ]行くのをあきらめて、原告の家に走って帰ったとき、母が原告の頭の灰を振るい落としてくれた。

その後、雨が降ったのだと思うが、雨に濡れたという記憶はないが、

灰が降ってきたことははっきり覚えている。

### (3) 健康状態

原告は、急性症状については、5歳ころから、頭の頭頂の部分にオデキができるようになり、夏になると毎年ひどくなり、小学校1年の時、膿んで治らなくなった。頭にガーゼを貼り付けるので、同級生からからかわれたりして嫌な思いをしてきた。小学校3年のころ、腰に大きなおでき（瘍・よう）ができ、■■■■医院でおでき切ってもらった。毎日、傷口のガーゼ交換のために通院したが、痛かったのを覚えている。また、40歳くらいのころ、背中の脊髄の横にもおできができ2回も切っている。

また、原告は、小学校5年の時、結核にかかり、■■■■医院へ通院した。学校を休み続けたので、留年するのではないかと心配された。

原告は、18歳の時、仕事場で貧血を起こして倒れた。■■■■病院で「原爆にあっている？」と聞かれた。2ヶ月近く入院した。その後も、貧血のため、何回も倒れたが、貧血の原因は分らず造血剤の注射をし、その後も、貧血が続いている。

原告は、25歳でメニエルになり、■■■■病院に40日くらい入院した。その後もメニエルのために2度入院している。

原告は、44歳（昭和60年）のとき、兄■■■■の会社で働いていたところ、鉄板を巻いたフープ材を扱っていたが、それが倒れてきて、右足首をひどく打ち、7か月入院したが、壊死（えし）を起し手術をやり直したが、結局、1992（平成4）年に、右足の膝下から下を切断することになった。

原告は、67歳（平成19年）のとき、左足が痛く近くの病院で坐骨神経痛だと言われたが専門医で調べてもらったら、脊椎、仙骨が骨折していた。仙骨は融けかけていると言われコルセットをして安静にしていたが、痛いので■■■■病院で骨だけのMRIを取ってもらった。すると、

恥骨が骨折し、ずれかけていると言われた。原因は分からないと言われ半年も入院した。現在も腰から左足が痛くリハビリに通っているがはかばかしくない。

さらに、原告は、2000（平成12）年に、白内障の手術をし、2002（平成14）年ころから、緑内障が進行している。また、現在も、左足の関節、股関節、膝関節が痛く、リハビリに行っているが、痛くて苦痛に感じている。

## 2 原告番号市13・[ ]（甲B市13の1－陳述書，2－地図）

### (1) 被爆当時の家族構成・生活状況

原告番号市13・[ ]（以下「原告」という。）は、1932（昭和7）年[ ]生まれで、原爆投下当時は13歳で、[ ]国民学校高等科1年生であった。

原告の家族は、現住所に祖父の時代から住んでいる。当時の住所は、広島県佐伯郡八幡村大字中地落合[ ]であった。

原告の父[ ]は、当時、近隣全部合わせると、1町1反の田んぼと山の丘など畑でサツマイモを作っていた。農業のために、馬も1頭飼っていた。母[ ]も農作業の手伝いをしてしたが、心臓が悪くて、きつい仕事はできなかった。姉・[ ]は国鉄[ ]（当時）で勤務していた。原告は父親の指示で、農業や馬の世話をしたりして、一生懸命手伝っていた。妹[ ]，弟[ ]もいた。

### (2) 被爆の状況

1945（昭和20）年8月6日、原告は、両親が農作業をするのを助けるため、学校を休んで[ ]弟の子守りをしながら添い寝をしていた。すると、ドン・バリバリと障子は倒れ、天井はめくれ、家の東側の雨戸が全部内側に押し込まれるような感じで、ばらばらになって壊れ、その奥にあった障子もばらばらになって、異変に気づいた。原告の家は、

爆心地から 8km くらいあり、鈴が峰の山の裏側になっているのに、ひどい状況になった。そのとき、父や母は田んぼへ草取りに出ていた。

原告は、びっくりして外の様子を見に石内川の方へ行った。すると、あたりが暗くなり、ごみや焼け焦げた紙が沢山落ちてきたし、灰やチリがふってきた。生ぬるい空気が吹き不気味な感じさえした。異変が起こってから、30分から1時間程度たったころ、バリバリと激しく黒い雨が降り出した。すると着ていたシャツが黒くなるので、家に駆けて帰り軒下で雨の降るのを見ていた。30分は降ったと思う。

それから、雨が止んだので住田橋の方へ行ってみた。石内川から真っ黒い水が流れて、谷合から流れ込んでいる小さい大地川の水はきれいだった。石内川の上流から沢山の弱って狂いまわる魚が大地川のきれいな水を求めて群がっていた。原告は、ザルを家から持ってきて黒い水の方へ足を入れて、すくいあげると面白いほど魚が捕れてバケツ一杯になった。近所の■■■■おじいさんが魚をくれと言って持って帰られた。■■■■■■■■■■おいしかったと次の日言ったが、その後は分らない。

八幡神社の所から八幡川の水を引き込んだ灌漑用水があり、このあたりのすべての田んぼに水が行くようにしていた。その水が原告の家の敷地の前を流れていて、生活用水にも使っていた。顔を洗うのも、野菜を洗うのも八幡川から引いた水を使っていた。当時、放射能のことなど分からなかったので、心配していなかった。ただ、飲み水だけは隣家の井戸水をもらってきて甕に入れて使っていた。

### (3) 健康状態

後に原爆と分かった「異変」があってから、何日か経って、原告は、顔が腫れて目が開かなくなった。近所の■■■■医院で診てもらおうと、尿毒が回って、腎臓病だといわれた。そのため、2箇月くらい、食事制限を受け、塩気のない食事で、体がだるく、学校は休み続けた。また、年が明けても学校へは行かないで農業の手伝いをした。

また、同じころ、原告は、手や足、体の上までデキモノ（赤い斑点が皮膚に現れる）ができ、効き目のある薬はなかったので、なかなか治らなかつた。原告は、「異変」があつた後、川に入って、石内川から流れてくる真っ黒い水に足を漬けたのが悪かつたのだと後悔した。

その後、原告は、55歳で胃潰瘍になり、廿日市市の■■■■病院に1か月入院して食事療法と薬で治つたが、原因は分らなかつた。

60歳で前立腺肥大になり、70歳で前立腺肥大に対処する手術したが、その後、2年して前立腺がんが見つかり、前立腺を摘出する手術をした。

その頃、腰や足も悪く、ヘルニア、坐骨神経痛などで病院通いをするようになった。

4、5年前から、頭がふらふらして痛いので、農業はもちろん草抜きさえ、前にのめりになると倒れそうになるので、うまく作業ができない。

また、2年くらい前に、頭がふらふらして痛い状況が続くので、五日市記念病院に行ったら、心電図やCTを撮ることになり、それら見ると血管が細くなつてゐることがわかつた。それで、■■■■病院を受診し、もう一度、心電図やCTを撮つたが、そこでは、もう少し様子を見ようということになつた。症状がよくなつてゐる訳でもないので心配である。

### 3 八幡村で被爆した原告らの状況についてのまとめ

以上のとおり、原爆投下当時、八幡村に居住してゐた原告らは、「黒い雨」を浴び、「黒い雨」によって汚染された畑の作物を食べたり、あるいは「黒い雨」によって汚染された水を飲んだりすることによって、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたのであつて、原告らが、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者」に該当することは明らかである。

また、特に原告番号市11が居住し「黒い雨」によって被爆した八幡村大字寺田は、八幡川を挟んでそのすぐ東側に位置する八幡村大字利松

が現行の第1種健康診断特例区域と指定されているものの（なお、第1種健康診断特例区域に指定されている八幡村利松地区も、全域が大雨地域というわけではない。むしろ八幡川付近は、小雨地域である。）、原告が居住していた大字寺田は、宇田雨域にいう大雨地域ではないというだけで、40年以上の長きにわたって健康診断の特例措置の対象外とされ、八幡川の西側の八幡村大字寺田の住民は被爆者援護法の定める援護の対象を受けることができなかつたのであるから、同じ「黒い雨」被爆者間で著しく不平等な取扱いがされてきたことは明らかである。

なお、被告らは、「原告らがいわゆる「黒い雨」を浴びたとする地域に、放射性降下物が降下したとまでは認められず、ましてや人体に健康影響を及ぼす程度の高線量の放射性降下物が降下したなどとは認められないのである」などと主張して（被告ら第5準備書面20頁）、八幡村を含む「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）あるいは増田雨域に、「黒い雨」が降った事実、放射性物質が降下した事実、「黒い雨」による放射性物質の降下と人体影響の可能性のいずれも認めようとしなない。

しかし、このような被告らの主張が誤りであることは、八幡村で被爆した原告らが、前述のとおり、被爆直後から皮膚におできができる、腎臓病等の急性症状を発症していること、貧血という造血機能障害、座骨神経痛という運動器機能障害、白内障や緑内障といった水晶体混濁による視機能障害、胃潰瘍という潰瘍による消化器機能障害等を負い、加えて、前立腺癌という発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状を発症していることから明らかである。

また、これまで各地域毎の準備書面で主張してきたように、「黒い雨」降雨地域内で被爆した原告らの中には、宇田技師らによる原爆被害調査により明らかになった、下痢、鼻血・歯茎等の出血、貧血、脱毛等の急性症状を発症したり者がいること、さらには、宇田技師らの原爆被害調査当時は顕在化していなかつた、発がん等遺伝子の突然変異に起因する身体症状

を発症したり、あるいは造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環器機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による視機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害及び潰瘍による消化器機能障害を患っている者がいることから明らかである。被告らの主張は、事実を直視しようとする非科学的なものという外ないのである。

以上